

全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会の 優勝杯の取り扱いに関する細則

全国高校生中学生オリエンテーリング連盟
全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会委員会

1. 総則

1.1. 権利

優勝杯の所有権は、全国高校生中学生オリエンテーリング連盟（以下「本連盟」）が有する。

優勝杯の授与を受けた優勝者又は優勝校（以下「選手権者」）は、優勝杯を次回大会で必要になるまでの期間、使用する権利を有する。

1.2. 式典

各種目の表彰式で、優勝杯の授与を行う。ただし、表彰式を行わない場合や、選手権者が表彰式に参加できない場合、この限りでない。

各日程の開会式で、優勝杯の返却を行う。ただし、開会式を行わない場合や、選手権者が開会式に参加できない場合、この限りでない。

1.3. 受け渡し

実際の受け渡しは、大会の終了後、宅配等により行う。

実際の返却は、事前に、宅配等により行う。

1.4. 管理

主催者側での優勝杯の管理は、本連盟大会委員会が行う。

選手権者は、優勝杯を次回大会で必要になるまでの間、自ら管理するか、本連盟大会委員会が管理するかを選択することができる。

優勝杯を自ら管理する場合、次回大会で必要になった際に返却する義務を負う。

1.5. ペナント

ペナントは、大会の終了後、本連盟大会委員会に取り付ける。

1.6. レプリカ

選手権者が希望する場合、本連盟大会委員会は優勝杯の返却後にレプリカを授与する。

1.7. 責任

経年による破損等は、本連盟大会委員会の責任で補修又は交換する。

使用者の重大な過失による破損等は、使用者が弁償する。

使用者の軽微な過失による破損等は、使用者と本連盟大会委員会で協議し決定する。